市県民税·国民健康保険税· 後期高齢者医療保険の申告

○申告·受付会場

問い合わせ 税務課(内線122~124)

【受付時間】午前9時~11時30分/午後1時~4時

地区	とき	ところ
三浦	- 2月 1日(金)	三浦住民センター
鈴 田		鈴田 <i>"</i>
西大村	2月 4日(月)~ 6日(水)	中地区公民館(注1)
福重	2月 7日(木)	福重住民センター
松原	2月 8日(金)	松原 ″
竹 松	2月12日(火)~14日(木)	竹松 ″
萱 瀬	2月15日(金)	萱瀬 <i>"</i>
大 村	2月18日(月)~28日(木)※±·日を除く	市役所2階大会議室

[※]上記期間に都合がつかない場合は、3月1日金~15日金(土・日を除く)まで市役所2階大会議室で受 け付けます。 (注1)駐車場に限りがあります。公共交通機関をご利用ください。

○申告に必要なもの ※「所得税の確定申告」を提出する人は申告の必要はありません。

- ●印かん、申告書、源泉徴収票(年金、恩給を含む)、給与支払証明書
- ●社会保険料、生命保険料、地震保険料、医療費など各種所得控除の ための証明書
- ●営業、農業、不動産などの事業所得のある人は収支内訳書
- ●そのほかに収入がある人は、その収入がわかる書類
- ●配偶者特別控除を受ける人は、配偶者の収入がわかる書類

後期 (料になります。期 高齢者医療保険 成 争告は、 25年 度 Ô 平 市 成 "県民税 25 年 限 嵙 【内に必ず申告してください。 度に 介護保険料などの額を算定するための重要な めていただく市 24年 民 税 玉 民健 い時期です。 康保 険 税

が始

まりま

申告期限

所得税の確定申告

問い合わせ 諫早税務署 ☎221370

○市役所会場(2階大会議室)

・所得税の申告 2月18日(月)~3月15日(金) 受付時間:午前9時~午後4時 ※土・日を除く ※午前11時30分~午後1時は受け付けできません。

◎諫早税務署会場(平日のみ)

受付時間:午前9時~午後4時

・所得税、贈与税の申告 …3月15日金まで

・消費税の申告 ……4月 1日 (月)まで

・還付の申告 …………随時受け付けます

確定申告相談会 ……2月 4日(月)から

確定申告期は諫早税務署内駐車場に申告相談会場を設置するた め、駐車スペースが非常に狭くなります。また、臨時駐車場もありませ んので、申告相談にお越しの際は、公共交通機関をご利用ください。 ※土・日曜日、祝日は休みです。

◎振替納税をご利用の皆さんへ

- ・所得税の振替日…4月22日(月)
- ・消費税の振替日…4月24日(水)
- ※振替日の前日までに預貯金残高をご確認ください。

◎郵送先

〒854-8666 諫早市永昌東町25-45 諫早税務署

◎注意事項

- ・市役所会場では事業所得(青色申告など)、譲渡所 得(土地・株式など)の申告は受け付けできません。
- ・農業所得、不動産所得、営業所得などの申告は、あ らかじめ収支内訳書を作成のうえお越しください。
- ・所得税の納付書納入期限は、3月15日金です。

公的年金等の収入金額が 400万円以下の皆さんへ

公的年金等の収入金額が400万円以下(注2) で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額 が20万円以下である場合は、所得税の確定申告書 を提出する必要はありません。

ただし、所得税が源泉徴収されている人のうち、確 定申告をすることにより所得税が還付される人につい ては、確定申告書を提出してください。

(注2)複数の公的年金等を受給している人は、その収入金額 の合計額となります。

ただし、次に該当する人は市県民税の申告が必要です。

- ●公的年金等を受給している人で、「公的年金等の源 泉徴収票 | に記載されている控除(社会保険料控 除、扶養控除等)以外の各種控除(医療費控除、生 命保険料控除、地震保険料控除、扶養控除等の追 加)の適用を受けるとき
- ●公的年金等に係る雑所得以外に20万円以下の所 得(農業所得、不動産所得、一時所得等)があるとき

問い合わせ 税務課(内線122~124)

平成24年分確定申告期は 税務署の閉庁日も対応します

- ●開庁日に対応する日 2月24日(日)、3月3日(日)
- ●申告会場

NBC別館(長崎市上町1-35)

- ※申告は長崎税務署が対応します。(税務署庁舎 では行いません。)
- ●対応業務
 - ・確定申告書用紙の配布
 - •申告相談
 - ・確定申告書の収受
 - •納付相談



問い合わせ 諫早税務署 ☎221370

申告書の作成は

ご自宅などから国税庁ホームページの

[確定事件書等作成]

をぜひご利用ください!

e-Tax インターネットで送信!

または

print

印刷して郵送などで提出!

画面の案内に従って金額などを入力すれば、税額 などが自動計算され、所得税、消費税の申告書のほ か収支内訳書や青色申告決算書などを作成するこ とができます。

※e-Taxを利用するには、電子証明書の取得(手数料が必要で す)、ICカードリーダライタの購入などの事前準備が必要です。

www.nta.go.jp 国税庁



便利です! 振替納税をご利用ください

振替納税の制度は、金融機関の預貯金口座から 振替で納税することができ、手間が少なくて済みます。 ぜひご利用ください。

また、新たに振替納税を希望する人は、 預貯金先の金融機関または所轄税務 🔊 署に、「預貯金口座振替依頼書」をご提 出ください。

事業主の皆さんへ

eLTAX(エルタックス)を利用できます

eLTAXを利用することで、これまで郵送や市役所に出向いて提出していた給与支払報告書や法 人市民税申告書などをパソコンで作成し、電子データで提出することができます。

◎市で利用できる申告書など

- ・個人市県民税(給与支払報告書、総括表、特別徴収に係る届出) ※市県民税の申告はできません。
- ・法人市民税(法人市民税の申告書、法人市民税に係る届出)
- ·固定資産税(償却資産申告書)

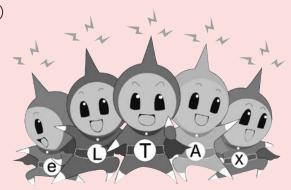
利用方法など詳しくは、eLTAXのホームページ (http://www.eltax.jp/)をご覧ください。

■問い合わせ/地方電子化協議会サポートデスク

20570-081459(全国一律市内通話料金)

IP電話やPHSは…☎03(5765)7234

利用時間:午前8時30分~午後9時まで(平日のみ)



住民税の住宅ローン控除について

1. 平成11年~18年末までに入居した人

◎対象者

- ①居住開始日が平成11年~18年末で、平成24年分申告(年末調整および確定申告)で所得税の住宅ローン控除を受けている人。
- ②平成24年分所得税の申告で、住宅借入金等特別 控除後の申告所得税額(源泉徴収税額など)が0 円で、かつ住宅借入金等特別控除可能額(限度額) に残額がある人。

3. 控除額

左記1.または2.に該当する人で、次のいずれか小さい額 ア.所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税にお いて控除できなかった額。

イ.所得税の課税総所得金額などの額に5%を乗じて 得た額(最高97,500円)。

■税務課(内線123)

2. 平成21年~25年末までに入居した人

◎対象者

- ①居住開始日が平成21年~25年末で、平成24年分申告(年末調整および確定申告)で所得税の住宅ローン控除を受けている人。
- ②平成24年分所得税の申告で、住宅借入金等特別 控除後の申告所得税額(源泉徴収税額など)が0 円で、かつ住宅借入金等特別控除可能額(限度額) に残額がある人。



